

陽だまりの丘 デイサービス 概算料金表 (平成30年4月～)

＜サービス提供時間：7時間以上8時間未満＞

1. 介護区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
2. サービス費(1割負担)	663円	782円	907円	1,030円	1,155円
3. 食事に係る自己負担額	630円/日				
4. 日用品に係る自己負担額	50円/日				
5. 合計利用料(2+3+4)	1,343円	1,462円	1,587円	1,710円	1,835円
6. 教養娯楽費	実費				
※加算※					
7. 中山間地域等提供加算	所定数の5%				
8. 入浴介助加算	52円/日				
9. 中重度者ケア体制加算	47円/日				
10. 生活機能向上連携加算	(1) 206円/月 (2) 103円/月				
11. 個別機能訓練加算	(I) 48円/日 (II) 58円/日				
12. ADL維持等加算	(I) 3円/月 (II) 7円/月				
13. 認知症加算	62円/日				
14. 若年性認知症利用者受入加算	62円/日				
15. 栄養改善加算	154円/回 (月2回限度)				
16. 栄養スクリーニング加算	6円/回 (6ヶ月に1回を限度)				
17. 口腔機能向上加算	154円/日				
18. サービス提供体制強化加算	(I) イ 19円/日 ・ ロ 13円/日 (II) 7円/日				
19. 介護職員処遇改善加算	「2. サービス利用に係る自己負担額」 +上記「※加算の合計額」に対し、いずれか相当する金額 (I) 5.9% (II) 4.3% (III) 2.3% (IV) III×90% (V) III×80%				

☆ 1日あたりの利用料金は、「5. 合計利用料」と「6. 教養娯楽費」、「※ 加算」を合計した金額となります。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。



老人デイサービスセンター 陽だまりの丘

〒589-0023

大阪狭山市大野台1丁目14番20号

TEL : 072-367-2828

FAX : 072-367-6681

介護予防・日常生活支援総合事業 概算料金表 (平成30年4月～)

＜サービス提供時間：7時間以上8時間未満＞

サービス提供区分		介護報酬額	ご利用者様負担額	
			1割	2割
ひと月で利用が5回以上の場合	要支援 1	16,914 円	1,692 円	3,383 円
ひと月で利用が9回以上の場合	要支援 2	34,681 円	3,469 円	6,937 円
ひと月で利用が4回以下の場合	要支援 1	3,882 円	389 円	777 円
ひと月で利用が8回以下の場合	要支援 2	3,995 円	400 円	799 円
日割りとなる場合	要支援 1	554 円	56 円	111 円
	要支援 2	1,139 円	114 円	228 円

加算名称		介護報酬額	ご利用者様負担額		算定回数等
			1割	2割	
中山間地域等提供加算					所定数の5%
若年性認知症利用者受入加算		2,464 円	247 円	493 円	1月につき
生活機能向上グループ活動加算		1,027 円	103 円	206 円	
運動機能向上加算		2,310 円	231 円	462 円	
栄養改善加算		1,540 円	154 円	308 円	
口腔機能向上加算		1,540 円	154 円	308 円	
選択的サービス複数実施加算	(I)	4,929 円	493 円	986 円	
	(II)	7,189 円	719 円	1,438 円	
事業所評価加算		1,232 円	124 円	247 円	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ					
要支援 1		739 円	74 円	148 円	1月につき
要支援 2		1,478 円	148 円	296 円	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の5.9%を加算			

☆ 加算については、当月毎の算定となり、変更する場合がございます。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

☆ 利用者がまだ要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。